

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 9月 7日～平成32年 3月31日までの 2年7カ月間

2. 内容

目標：平成31年 3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成29年 9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成31年 3月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標：平成32年 3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、半日単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成29年 9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成32年 3月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知